

平成 2 8 年 3 月
平成 2 8 年 第 1 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
追 加 議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号

件

名

報告第 4号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
報告第 5号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
議案第59号	栃本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	1
議案第60号	栃本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	5

(保 育 課)

議案第 5 9 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

保育士の数の算定の特例を設けること。(附則関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬ。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第59号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現 行

附 則

1 略

（保育士の数の算定の特例）

2 略

改 正 案

附 則

1 略

(保育士の数の算定の特例)

2 略

3 第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、第24条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

4 第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

6 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2項、第4項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第24条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

(保 育 課)

議案第60号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

保育士の数の算定の特例を設けること。(附則関係)

[参照条文]

議案第59号と同じ。

議案第60号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
附 則	
第1条～第5条 略	

改 正 案

附 則

第1条～第5条 略

(小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業の職員に関する特例)

第6条 第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

